

𠵼岐市に転入された妊婦の方へのご案内(母子保健関係)

𠵼岐市では、「こども家庭センター いきいろ(子育て支援課内)」を開設し、妊娠中から出産後の子育て期のサポートを行っています。「転入妊婦・転入乳児 届出書」への記入をお願いします。

★妊婦皆さまと『妊婦面談』を行っていますので、後日、母子保健担当者(助産師・保健師)よりご連絡します。

母子健康手帳について

𠵼岐市に転入する前からお持ちの母子健康手帳をそのままお使いください。

※母子健康手帳に健診受診票等が綴じこまれている場合、前住所地の受診票等は使用できません。



「母子健康診査受診票」について

前住所地で交付された妊婦健診等の受診票(助成券)は、𠵼岐市への転入以降、使用できません。

𠵼岐市の「母子健康診査受診票(ピンク色冊子)」を新たに交付します。

- ◆冊子表紙への記名と、各受診票の太枠内(氏名・生年月日・住所等)を事前に記入しておきましょう。
- ◆各受診票に記載してある検査項目については無料(公費負担)で受けることができますが、医師の判断で追加検査を行った場合には、自己負担金が発生する場合があります。あらかじめご了承ください。



※転入日と健診日が近く、どちらの自治体の受診票を使用するか判断に迷う場合は、母子保健担当(助産師・保健師)へお問い合わせください。

※前住所地の受診票は本人様にて破棄してください(𠵼岐市窓口での提出は不要です)。

「出生連絡票」について

母子健康手帳(別冊)内に「出生連絡票」の様式が綴られています。

赤ちゃんが生まれたら14日以内に出生届が必要です。その際に、「出生連絡票(別冊の後ろから2枚目)」を記入し、市役所窓口にて提出してください。

※出生連絡票により、母子保健担当(助産師・保健師)へお子さまが生まれたことが情報共有されます。

【母子保健(妊娠・出産・子育て)に関するお問い合わせ先】

𠵼岐市こども家庭センター いきいろ
〈𠵼岐市役所 芦辺庁舎1階〉
住所：𠵼岐市芦辺町芦辺浦562番地
電話：0920-45-1181

